Ⅲ 事業実績

1 事業目標の達成状況等

(平成19年3月末現在)

		①要求水準	確認した	未適用事業所	加入に結びついた事業所及び被保険者			
対象地区(事務所数)	受託事業者	(未適用事業所数)	②事業所数	達成率(②/①)	③事業所数	3/2	④被保険者数	1事業所当たり (④/③)
北海道地区(4社保)	キャリアバンク(株)	1,184 所	1,855 所	156. 7%	341 所	18. 4%	1,281人	3.8人
宮 城地区(4社保)	宮城県社会保険労務士会	702 所	747 所	106. 4%	98 所	13. 1%	601 人	6.1人
埼 玉地区(5社保)	(株)アイ・シー・アール	506 所	576 所	113. 8%	47 所	8. 2%	144 人	3.1人
千 葉地区(4社保)	千葉県社会保険労務士会	470 所	687 所	146. 2%	82 所	11.9%	441 人	5.4人
東 京地区(26社保)	東京都社会保険労務士会	2, 392 所	2, 735 所	114. 3%	799 所	29. 2%	4, 695 人	5.9人
神奈川地区(7社保)	(株)アイ・シー・アール	644 所	817 所	126. 9%	65 所	8. 0%	235 人	3.6人
静 岡地区(4社保)	静岡県社会保険労務士会	475 所	605 所	127. 4%	130 所	21. 5%	619 人	4.8人
愛 知地区(8社保)	(株)アイ・シー・アール	839 所	887 所	105. 7%	102 所	11.5%	282 人	2.8人
京 都地区(5社保)	京都府社会保険労務士会	527 所	527 所	100.0%	170 所	32. 3%	655 人	3.9人
大 阪地区(14 社保)	大阪府社会保険労務士会	1,288 所	1,587所	123. 2%	237 所	14. 9%	1,143 人	4.8人
兵 庫地区(8社保)	兵庫県社会保険労務士会	834 所	936 所	112. 2%	135 所	14. 4%	468 人	3.5人
広 島地区(6社保)	広島県社会保険労務士会	552 所	438 所	79. 3%	41 所	9. 4%	160 人	3.9人
福 岡地区(9社保)	(株)アイ・シー・アール	1, 242 所	1,314 所	105. 8%	177 所	13. 5%	516 人	2.9人
分		新闻8655 更几	(3.7/4) 前	117.6%	2.424所	*- *i i7-7%	14-240火	4.6火料

(1) 事業目標の達成状況について

広島地区を除く12地区の受託事業者は、事業目標(要求水準)を達成した。ただし、要求水準に達した受託事業者のうち、北海道地区、宮城地区、千葉地区、静岡地区、兵庫地区の受託事業者の収支については、支出が上回る結果であった。 支出額のうち調査・成功報酬の費用が、収入額の70%から100%を占めていることが主な要因であり、入札金額の見積もりが低かったものと考えられる。

※ 要求水準について・・・ 対象地区の対象社会保険事務所において、平成15年度と平成16年度に未適用事業所として把握した事業所数の 実績平均を、各対象地区の受託事業者に対する要求水準とした。

(2) 事業目標(要求水準)を達成できなかった地区の要因について

事業目標を達成できなかった広島地区については、受託事業者の収入と支出が同額となっているが、当初の見込んだ予算を消化し、事業目標が未達成のまま中断したものであるが、受託事業者の経費の見込みが低かったものと考えられる。

また、受託事業者の目標達成においては、社会保険事務局の受託事業者に対する進捗状況の把握も重要であり、進捗管理が十分でなかったものと考える。

(3)加入勧奨による適用状況について

① 確認した未適用事業所については、受託事業者が巡回説明による加入勧奨を実施するが、そのうち、加入に結びついた事業所数の割合が高かった地区は、京都地区の32.3%、東京地区の29.2%、静岡地区21.5%の順となっている。

いずれも各都府県の社会保険労務士会が受託事業者として実施したところであり、社会保険労務士会の会員情報等を有効に活用したことや、社会保険労務士の専門性を生かした活動によるものと考えられる。

② 適用した事業所における1事業所当たりの平均被保険者数は、宮城地区が6.1人、東京地区が5.9人、千葉地区が5.4人、大阪地区が4.8人、静岡地区が4.8人と13地区の平均4.6人に対して高い数値となっている。これらの地区については、受託事業者が従業員規模の大きい事業所を対象として加入勧奨を実施したことなどが要因として考えられる。

2 受託事業者と対象社会保険事務所との事業実績の比較

	適用促進対	才象事業所数	巡回説明実施事業所数 確認した未適用事業所数の比較						加入に結びついた事業所				
対象地区	受託者	事務所	受託者	事務所	受 部	 { 者		事務	所		受託者	事務所	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E/A)	(E/C)	(F)	(F/B)	(F/D)	(G)	(H)	
北海道	13, 007	4, 022	2, 935	3, 909	1, 855	14. 3%	63. 2%	1, 635	40. 7%	41.8%	341	198	4 : 117.2 : 2%
宮城	1, 736	1, 775	1, 736	1, 580	747	43. 0%	43. 0%	833	46. 9%	52. 7%	98	136	2 7/2 1%
埼 玉	1, 383	17, 812	1, 383	2, 638	576	41. 6%	41. 6%	1, 352	7. 6%	51. 3%	47	124	37. 9%
千 葉	2, 027	2, 425	1, 079	1, 197	687	33. 9%	63. 7%	636	26. 2%	53. 1%	82	49	167 3%
東京	6, 383	12, 953	4, 000	2, 878	2, 735	42. 8%	68. 4%	1, 345	10. 4%	46. 7%	799	382	209.2%
神奈川	2, 152	5, 353	1, 246	934	817	38. 0%	65. 6%	333	6. 2%	35. 7%	65	140	4)6, 4%
静岡	1, 564	990	1, 237	891	605	38. 7%	48. 9%	358	36. 2%	40. 2%	130	35	371, 4%
愛知	2, 489	2, 521	1, 877	2, 484	887	35. 6%	47. 3%	1, 605	63. 7%	64. 6%	102	78	1310,8%
京都	1, 865	2, 964	578	1, 764	527	28. 3%	91. 2%	621	21. 0%	.35. 2%	170	168	101-2%
大 阪	2, 038	3, 971	1, 621	2, 225	1, 587	77. 9%	97. 9%	921	23. 2%	41. 4%	237	34	69751%
兵 庫	3, 083	3, 303	1, 996	2, 063	936	30. 4%	46. 9%	576	17. 4%	27. 9%	135	26	\$51942%
広島	2, 476	2, 678	2, 476	734	438	17. 7%	17. 7%	428	16.0%	58. 3%	41	320	: 1/2-18%
福岡	4, 404	4, 105	3, 276	2, 931	1, 314	29. 8%	40. 1%	1, 374	33. 5%	46. 9%	177	640	2017%

[※] 社会保険事務所の数値については、市場化テスト対象地区の17年度実績である。

(1)確認した未適用事業所数の実績について

受託事業者の巡回説明を実施した事業所に対する確認した未適用事業所数の割合については、受託事業者が社会保険事務 所の実績を上回っているところが8地区、下回っているところが5地区であり、必ずしも受託事業者の割合が高いものとは なっていない。

また、京都地区及び大阪地区の受託事業者は、巡回説明を実施した事業所に対する確認した未適用事業所数の割合が90%を超えているが、これは予め社会保険労務士会の会員情報等、未適用事業所としての確実性が高い情報を得ていることによるものと判断される。

なお、広島地区においては、事業目標が達成できなかったが、巡回説明を実施した事業所数に対する確認した未適用事業 所数も17.7%と低調であり、受託事業者の実施方針の見直し及び進捗管理の徹底に問題があったものと考えられる。

(2)加入に結びついた事業所数について

未適用事業所の加入に結びついた事業所数について、受託事業者が社会保険事務所の実績を上回っているところが8地区であった。特に、社会保険事務所の実績を大きく上回っているのは、大阪地区(697.1%)、兵庫地区(519.2%)、静岡地区(371.4%)、東京地区(209.2%)であった。加入に結びついた事業所の内訳では、社会保険労務士会の会員情報によるものが90%以上と非常に高いものとなっており、各会員が提供した事業所情報をもとに積極的に加入勧奨を実施した結果によるものと考えられる。

一方、社会保険事務所の実績の半数にも満たないのが、埼玉地区(37.9%)、神奈川地区(46.4%)、広島地区(12.8%)、福岡地区(27.7%)の4地区であった。

3 受託事業者と対象社会保険事務所との事業コストの比較

(単位: 千円)

	费	費用総額の比較			1事業所当たりの費用の比較								
対象地区	具	7万 小心合具 リフェレギス		<u>)%</u>	回説明の費用		未適用事	業所と確認し	た費用	加入に結びついた費用		聞	
	受託者(A)	事務所(B)	(A/B)	受託者(A)	事務所(B)	(A/B)	受託者(A)	事務所(B)	(A/B)	受託者(A)	事務所(B)	(A/B)	
北海道地区	10, 011	24, 639	40. 6%	3. 4	6, 3	54. 0%	5. 4	15. 1	35. 8%	29. 4	124. 4	23. 6%	
宮城地区	3, 309	9, 813	33. 7%	1.9	6. 2	30. 6%	4. 4	11.8	37. 3%	33.8	72. 2	46. 8%	
埼 玉地区	4, 061	38, 798	10. 5%	2. 9	14. 7	19. 7%	7.1	28. 7	24. 7%	86. 4	312. 9	27. 6%	
千 葉地区	3, 280	6, 516	50. 3%	3.0	5. 4	55. 6%	4.8	10. 2	47. 1%	40. 0	133. 0	30. 1%	
東京地区	18, 576	28, 717	64. 7%	4. 6	10.0	46. 0%	6.8	21. 4	31.8%	23. 2	75. 2	30. 9%	
神奈川地区	4, 347	7, 733	56. 2%	3.5	8.3	42. 2%	5.3	23. 2	22. 8%	66. 9	55. 2	121. 2%	
静 岡地区	5, 874	5, 682	103. 4%	4. 7	6. 4	73. 4%	9. 7	15. 9	61. 0%	45. 2	162.3	27. 8%	
愛 知地区	5, 531	22, 621	24. 5%	2.9	9. 1	31. 9%	6. 2	14. 1	44. 0%	54. 2	290. 0	18. 7%	
京都地区	5, 091	8, 525	59. 7%	8.8	4.8	183. 3%	9. 7	13. 7	70. 8%	29. 9	50. 7	59. 0%	
大 阪地区	12, 794	16, 912	75. 7%	7. 9	7. 6	103. 9%	8. 1	18. 4	44. 0%	54. 0	497. 4	10. 9%	
兵 庫地区	8, 051	15, 258	52. 8%	4. 0	7.4	54. 1%	8. 6	26. 5	32. 5%	59. 6	586. 8	10. 2%	
広 島地区	5, 369	23, 694	22. 7%	2. 2	32. 3	6. 8%	12.3	55. 4	22. 2%	131.0	74. 0	177. 0%	
福岡地区	8, 191	23, 337	35. 1%	2. 5	8.0	31. 3%	6. 2	17. 0	36. 5%	46. 3	36. 5	126. 8%	

^{※1} 社会保険事務所の費用については、市場化テスト対象地区の17年度実績である。

^{※2 1}事業所当たりの費用の比較については、費用総額を巡回説明件数、未適用事業所と確認した件数、加入に結びついた件数で除して比較。

(1)費用総額の比較

13地区のうち12地区の受託事業者の費用総額は、社会保険事務所の費用総額を下回っている。ただし、未適用事業所の加入に結びついた事業所数が社会保険事務所の実績より下回った受託事業者は、殆どが社会保険事務所の費用総額の5割以下(埼玉地区:10.5%、広島地区:22.7%、福岡地区:35.1%、宮城地区:33.7%、ただし神奈川地区:56.2%)であり、要求水準の達成に重点が置かれ、未適用事業所を加入に結びつける観点からは事業が十分に実施されなかったものと考える。

一方、上回っているところは概ね費用総額の5割以上であり(静岡地区:103.4%、大阪地区:75.7%、東京地区:64.7%、京都地区:59.7%、兵庫地区:52.8%、千葉地区:50.3%、ただし北海道地区40.6%、愛知地区:24.5%)、未適用事業所を加入に結びつけるには、ある程度の費用を投入することが必要と考える。

なお、静岡地区の場合は、受託事業者の費用総額が社会保険事務所のものを上回っているが、巡回説明実施事業所数、確認した未適用事業所数、加入に結びついた事業所数のいずれの件数も受託事業者が社会保険事務所の件数を大幅に上回り、成果を上げている。

(2) 1事業所当たりの費用の比較

巡回説明費用の比較においては、京都地区及び大阪地区のみが社会保険事務所の1事業所当たりの費用を上回る結果となっている。また両地区は、社会保険事務所の未適用事業所の加入に結びついた事業所数の実績を上回っていることから、要求水準の達成及び適用することを重視する観点から経費をかけたものと考える。

4 受託事業者間の事業比較

(1)加入に結びついた1事業所当たりに対する費用の順位

		受 託 事 業 者	加入に結びついた事業所数	1事業所当たり費用
1	位	(東京地区)東京都社会保険労務士会	799 事業所	23. 2 千円
2	位	(北海道地区) キャリアバンク (株)	341 事業所	29. 4 千円
3	位	(京都地区)京都府社会保険労務士会	170 事業所	29.9 千円
4	位	(宮城地区)宮城県社会保険労務士会	98 事業所	33.8 千円
5	位	(千葉地区) 千葉県社会保険労務士会	82 事業所	40.0 千円

(2) 確認した未適用事業所のうち加入に結びついた事業所割合の順位

	受 託 事 業 者	確認した未適用事業所数	加入に結びついた事業所数	加入に結びついた割合
1 位	(京都地区)京都府社会保険労務士会	527 事業所	170 事業所	32. 26%
2 位	(東京地区)東京都社会保険労務士会	2,735 事業所	799 事業所	29. 21%
3 位	(静岡地区)静岡県社会保険労務士会	605 事業所	130 事業所	21. 49%
4 位	(北海道地区) キャリアバンク (株)	1,855事業所	341 事業所	18. 38%
5 位	(大阪地区)大阪府社会保険労務士会	1,587事業所	237 事業所	14. 93%

○ 京都地区及び東京地区の確認した未適用事業所数のうち加入に結びついた事業所数は、約3割であり優れた事業実績を上げた。このような優れた実績は、社会保険労務士会の会員情報等を有効に活用し効果的に加入勧奨を実施したことによるものと考える。

Ⅳ 事業結果のまとめ

1 事業目標の達成について

受託事業者における要求水準(事業目標)は、12地区で達成され、1地区(広島地区)で達成されなかった。 各社会保険事務局においては、受託事業者からの実施状況報告書により、事業の進捗管理を行い、的確な指示をしたことにより要求水準(事業目標)を達成した点については評価できる。

一方、達成できなかった地区については、各月の進捗状況についての社会保険事務局で管理が徹底されていなかったこと及び受託事業者において計画的に事業を実施できなかったことが原因としてあげられる。

2 未適用事業所の把握について

- (1)雇用保険の事業所情報、法務局等での新設法人情報、NTTタウンページ情報や社会保険労務士会の会員情報から未適用 事業所の把握を行う受託事業者が多くみられた。
- (2) 受託事業者は、要求水準を達成するために未適用事業所に該当するか否かの確認作業は、必要な分だけ適用促進対象事業 所と選定する傾向であった。

一方、社会保険事務所においては、雇用保険の事業所情報との突合情報、法務局の新設法人情報、被保険者からの未適用 事業所である旨の情報提供について、全て適用事業所に該当するか否かの確認を行っているため、適用促進対象事業所に対 する未適用事業所の割合は、受託事業者の方が高い数値となる傾向にある。

3 加入勧奨について

受託事業者に包括的に委託した未適用事業所の把握及び加入勧奨について、要した費用を社会保険事務所の実績と比較した 結果、一部を除き、受託事業者の費用対効果が優れていると判断された。

コスト面において、受託事業者と社会保険事務所との間で大きな差を生じた要因については、

(1)社会保険事務所においては、交通の便が悪く非効率なところも含め取り組みを実施している。また、接触が困難な事業所についても、時間帯を変更して複数回訪問を行うなど、人件費等のコストがかかっている。

(2) 受託事業者においては、電話又は文書により未適用事業所と確認した上で、訪問による加入勧奨を実施し、電話又は文書により未適用事業所と確認ができなかった事業所については、訪問による加入勧奨の対象から除外するなどして、人件費等のコストを抑えて効率的に加入勧奨の実施を行っている。

4 事業の進捗管理について

受託事業者は、巡回説明の担当者から毎月の実施結果状況の報告を受けていたが、巡回担当者の各月の実施計画の確認を行っていなかった。このため、社会保険事務局では受託事業者から中間段階で事業の実施見通しの情報を得ることが難しく、年間の要求水準(事業目標)に対する進捗管理に苦慮した。

5 受託事業者からの主な意見について

- (1) 社会保険事務所の窓口装置の操作に時間を要し、未適用事業所の確認作業に苦慮した。
- (2) 受託事業者名で加入勧奨状を送付した場合、開封されず捨てられるケースが多く見受けられた。
- (3) 訪問を実施している者からの報告が巡回説明終了後となるため、毎月の進捗管理が的確に行えなかった。
- (4) 法務局の新設法人の登記情報では、電話番号もなく、所在地に行っても事業所がない等のケースが多くあった。
- (5) 訪問回数は、必ず3回実施するのではなく、相手方に加入意志がある場合などにより実施回数を設定できる方が良かった。

♥ 事業結果を踏まえた見直し

- 1 市場化テストのモデル事業について
- (1) 市場化テストのモデル事業の平成17年度及び平成18年度の実施状況、民間が企画提案した未適用事業所の適用促進対策の内容を分析した結果、新設法人情報や雇用保険の事業所情報等を活用し、文書・電話勧奨と訪問による加入勧奨により、効率的かつ効果的に事業を実施することができる結果が得られた。
- (2) このため、今後は定型化した適用促進業務について、一般競争入札による民間委託を全国展開することとし、その実施に 当たっては、市場化テストのモデル事業の実績評価を参考に、民間委託のメリットを活用した取組みを実施する。
- (3) また、雇用保険の事業所情報や新設法人情報を活用し、より一層の適用促進を図ることを総務省の行政評価で勧告され、 早急な対応を求められているため、平成19年度から適用促進業務の一部について、効率的かつ効果的な民間委託を実施する。
- 2 適用促進事業の実施面における具体的な改善について
- (1) 民間事業者との連携

社会保険事務所においては、民間事業者が加入勧奨等を実施したにもかかわらず、加入の意思を示さない事業主について、 重点的な加入指導や立入調査など国が行うべき業務に特化して取組むとともに、未適用事業所の管理を徹底し、民間事業者 との協力連携体制の構築による事業強化を図る必要である。

(2)情報の早期提供

速やかな社会保険事務所の加入指導を実施し、適用促進を図るため民間事業者との緊密な連携を図り、未適用事業所情報の的確かつ迅速な引継ぎを行う必要がある。

未適用事業所の解消等に向けた行動計画の策定について(概要)

1 基本方針

- (1) 未適用事業所の解消を推進するために、重点的な加入指導の対象事業所への計画的な加入指導や立入検査による職権適用を推進。
- (2) 未適用事業所を的確に把握し、継続的な加入指導の管理を徹底するために、民間委託業者との連携や事蹟管理システムを活用し管理。
- (3) 適用の適正化を強力に推進するために、被保険者等や関係機関からの情報提供などを活用して選定した事業所について、重点的に調査を実施。

2 行動計画の策定等について

(1)目標の設定

- ① 前年度を大幅に上回る重点的な加入指導(職権適用を含む)により、適用に結び付ける事業所数(定量的な目標)
- ② 未適用事業所の的確な把握及び管理の徹底(定性的な目標)
- ③ 事業所調査効果件数(特に資格得喪関係)について、前年度を大幅に上回る件数(定量的な目標)

(2) 行動計画の策定

① 適用促進業務の分析等

各社会保険事務局の適用促進業務の現状を分析し、未適用事業所の早期解消を図る実効ある取組方針を策定。

② 重点的な加入指導の実施計画

平成19年度1年間の重点的な加入指導の対象事業所数の目標を達成するため、各月ごとの重点的な加入指導の計画数を設定。

③ 立入検査の実施計画

平成18年度までに重点的な加入指導を実施してきた事業所数相当を、平成19年度に最終的に立入検査を実施することとして計画数を設定。

④ 民間委託の活用

民間委託により実施する加入勧奨業務に関して、的確なものとなるように委託事業者との連携を図る。

⑤ 重点的な事業所調査等の実施計画

適用事業所に対する平成19年度1年間の重点的な事業所調査等の目標数を達成するため、各月ごとの重点的な事業所調査の計画数を設定。

保険料収納率の向上に向けた行動計画の策定について(概要)

1 基本方針

- (1) 保険料収納率の向上のために、現年度分保険料の確実な収納を図る観点から、新規滞納事業所への初期対応を徹底。
- (2) 滞納処分の的確な実施や債権管理の適正化のために、繰越滞納事業所の計画的な解消及び時効中断措置を徹底。

2 行動計画の策定等について

(1)目標の設定

- ① 中長期的な現年度分保険料収納率(定量的な目標)
- ② 繰越滞納事業所の適切な管理の徹底(定性的な目標)

(2) 行動計画の策定

① 徴収対策の分析等

各社会保険事務局の滞納整理事務の現況を分析し、徴収対策の取組方針を策定。

② 現年度分保険料収納の実施計画(初期対応)

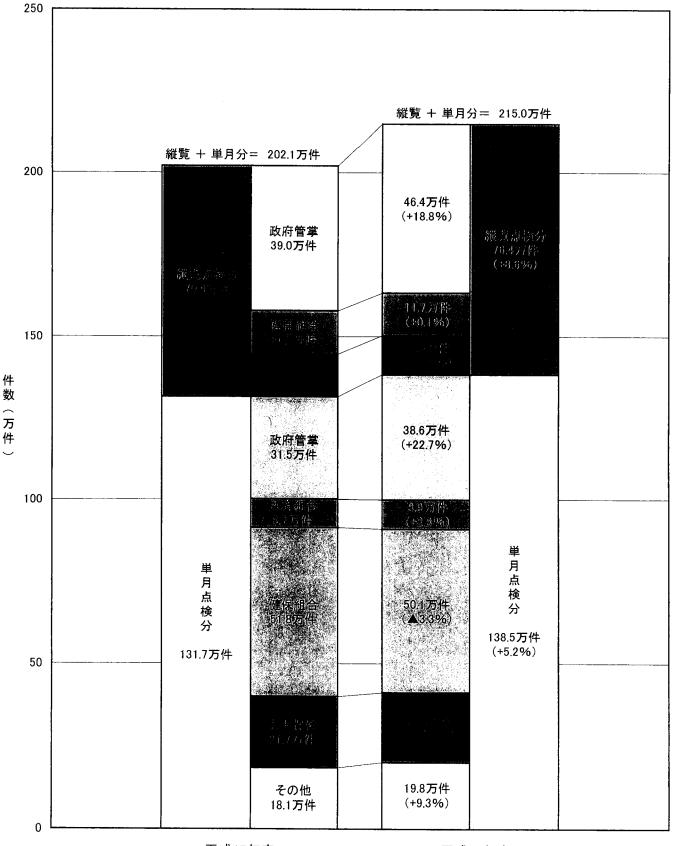
現年度分保険料収納率、新規適用事業所の口座振替実施率 初期手順要領の実施状況(呼出納付督励率、臨場納付督励率、初期手順による滞納解消達成率

③ 過年度分保険料収納の実施計画(債権管理の適正化)

繰越滞納事業所の解消数、繰越滞納事業所に対する時効中断措置の徹底、長期滞納事業所(24月超)の滞納月数の解消等

(医科歯科計,保険者請求分)

平成18年4月審查分~平成19年3月審查分



平成17年度

平成18年度

注1:平成18年度の()内の数値は、平成17年度に対する伸び率である。 2:「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。 -22-